

介護保険をきちんと理解して有効に利用しよう！

学ぼう介護保険！

※料金等の詳細はお近くの市区町村の窓口にご相談下さい。


介護保険制度とは、
40歳以上の方が加入する保険です。

加入者(被保険者)は、
年齢によって2種類に
分けられます

市区町村(保険者)

介護保険制度を
運営します。

- ・要支援・要介護の認定
- ・介護保険証の交付
- ・介護サービスの確保・整備



- 介護保険料を納付
- 要介護認定の申請

第2号被保険者




40～64歳の方
(医療保険に加入している方)
介護保険の対象となる特定
疾病が原因で、市区町村に
よって支援や介護が必要と
認定された方は介護サービス
が利用できます。

- 介護保険証の交付
- 介護認定の通知書送付

**地域包括
支援センター**

保健医療の向上、福祉の
増進を包括的に支援します。



- 介護予防ケアマネジメント
- 様々な相談・支援
- 高齢者の権利擁護

第1号被保険者



65歳以上の方
市区町村によって、支援や
介護が必要と認定された
方は介護サービスが利用で
きます。

- 介護サービスの利用
- 介護サービス費用の
自己負担分を
支払います。

介護サービス費用の9割を支払います。

介護サービス費用を請求します。

介護サービス事業者

介護サービスを提供します。指定を受けた
社会福祉法人、医療法人、民間企業、
非営利組織などが実施します。

- ケアプランの作成
- 介護サービスを提供

連携・調整

連携・調整